

千葉県告示第483号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和元年5月31日

千葉市長 熊谷俊人

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称 畑町ホームランド自治会
- (2) 事務所 千葉市花見川区畑町446-99
- (3) 代表者の氏名及び住所
鵜澤 芳男
千葉市花見川区畑町454-78

2 変更があった事項及びその内容

(1) その他

役員 of 定年制について

「第3章 役員（役員 of 選任）第10条

第2項 定年制を設け、その年齢は年度内において満80歳に到達した会員とする。ただし、心身共に健康であれば役員、班長の任を引き受けることができる。なお、同居者がいる場合は、同居者に役員・班長を任すことができる。

第3項 満80歳未満の会員で、心身が不調等により役員・班長の任を辞退する旨の申し出があった場合には、各班で会議を開催するなどして、決定することとする。なお、同居者がいる場合は、同居者に役員・班長を任すことができる。」を追記する。